



～美ら島の未来を拓く～沖縄総合事務局 定例記者会見（6月）

日時：令和3年6月14日（月）10:30～

場所：沖縄総合事務局1F 共用会議室AB

【発表事項】

1. 沖縄総合観光ポータルサイトの掲載情報の追加について
～沖縄の知られざる魅力をPRします～
2. 令和2年度における沖縄地区の独占禁止法の運用状況等について
3. 新型コロナワクチンの職域接種に係る相談対応について
4. 月次支援金の申請受付開始について

出席者	沖縄総合事務局
局長	吉住 啓作
次長	上村 秀紀
次長	岩田 美幸
総務部長	荻堂 信代
経済産業部長	本道 和樹



令和3年6月14日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

内閣府

沖縄総合観光ポータルサイトの掲載情報の追加について ～沖縄の知られざる魅力をPRします～

新型コロナウイルス感染症の拡大のため、新規掲載を見合わせておりました観光ポータルサイト「オキナワンパールズ」について、掲載を再開します。

掲載第2弾として、世界自然遺産登録を目前に控えたやんばる3村、西表島を含む県内7町村の情報と、県内テレワーク施設の情報を6月18日に掲載します。

また、7月上旬を目途に県内の3分の2にあたる28市町村の情報掲載を予定しています。今年秋頃に、経路検索機能等を備えたサイトの公開に向けて準備を進めています。

<トップページ>

OKINAWAN
PEARLS



<https://okinawan-pears.ogb.go.jp/>

＜今後の予定（令和3年）＞

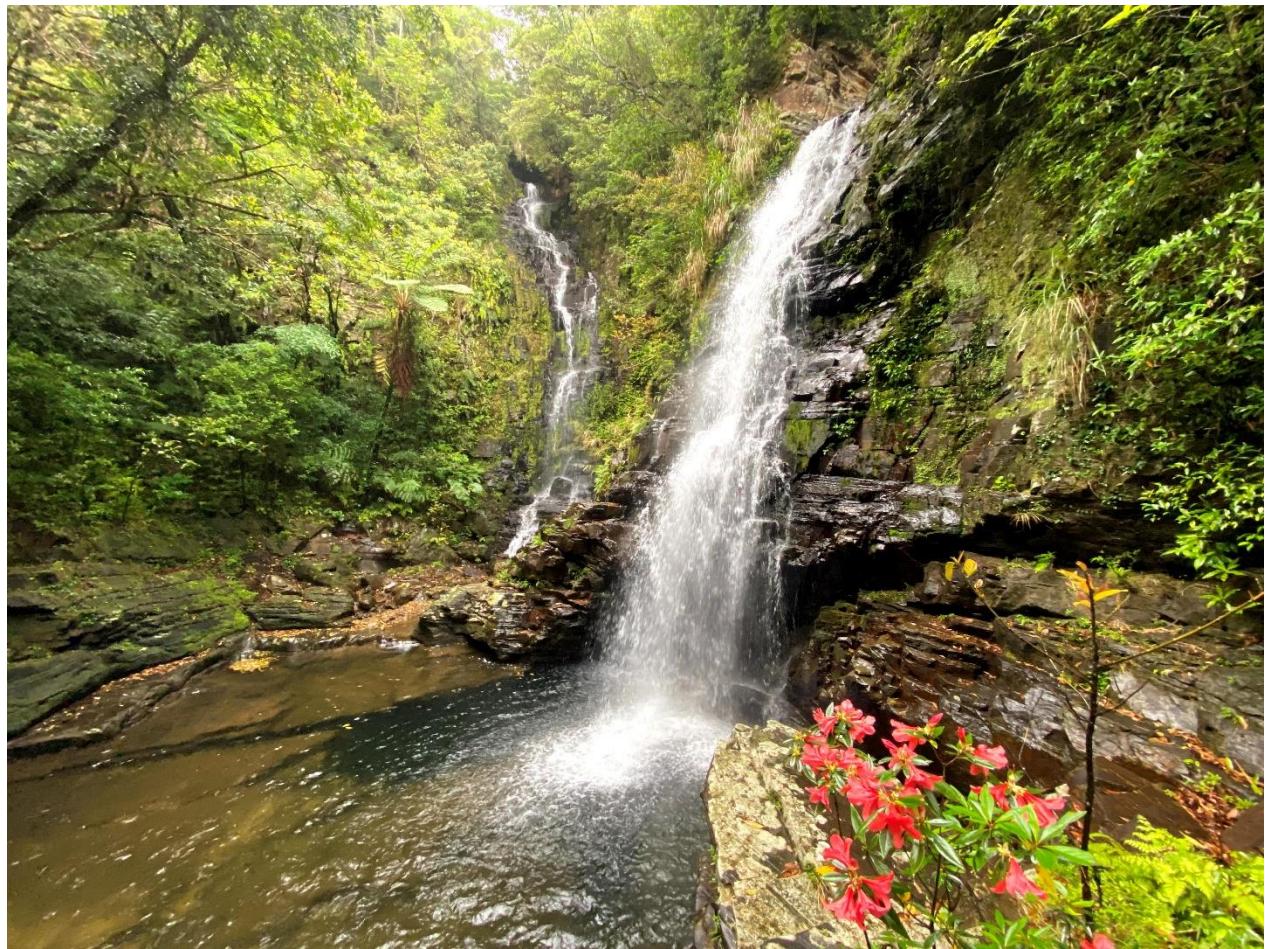
- | | |
|---------|---|
| ○6月18日 | ・国頭村、大宜味村、東村、竹富町西表島、伊江村、宜野座村、嘉手納町の7町村（計288件）の情報掲載 |
| | ・県内のテレワーク施設（計38件）の情報掲載 |
| ○7月上旬目途 | ・県内3分の2の市町村（28市町村）の情報掲載 |
| ○秋 頃 | ・経路検索機能等※を備えた本格版のサイトの公開 |

※①目的地までの経路検索、②キーワードやタグの検索、③サイト内人気ページランキング表示、④掲載写真の増加、⑤文化財、名勝等のカテゴリーを30分類に拡大、⑥北部、中部、南部など6つのエリア検索に加え、市町村毎の検索、島毎の検索を可能とすること等予定。

お問合せ先（内閣府沖縄総合事務局）

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| ○沖縄総合観光施策推進室（齋藤、古謝） | 電話：098-866-1812 FAX：098-860-2369 |
| ○沖縄市町村施策支援室（波平、棚原） | 電話：098-866-0047 FAX：098-860-1025 |

シンゲランファーの滝（右）、雨降りの滝（左）/国頭村（安波）



①見どころ

安波ダムの上流に流れ落ちる名瀑ですが、ダムの水位が高い時にしか近づくことができない幻の滝です。

②概要

安波ダム堤体からダム湖（クイナ湖）上流約3.2kmの位置にあり、滝の落差はシンゲランファーの滝で約16mあります。地元の言葉で滝のある地域を「シゲーラ」、川を「ファー」ということから「シゲーラの川の滝」という意味で呼ばれています。「雨降り」は雨がたくさん降らなければ枯れてしまうということから、この名が付きました。安波ダムの「雨降りの滝」と「シンゲランファーの滝」は、ダムの水位が高い時にしか近づくことができず、普段は見られません。安波ダムの平常時の最高貯水位は103.5mで、この水位が1m以上下がると、川底が見えて幻の滝に通じる川へ船を進めることができなくなります。

③ヒストリー

「シンゲランファーの滝」と「雨降りの滝」は、かつて、かなりの悪路を歩かなければ辿り着けない、現在よりも更に幻の滝と言うべき存在でしたが、安波ダム建設（1982年3月完成）により、ダム湖（クイナ湖）が出来たことにより、船舶（巡視船）等でアプローチが可能となりました。

④ワンポイントアドバイス

「シンゲランファーの滝」と「雨降りの滝」は、やんばる学びの森などの団体が行うカヌーツアーや安波ダムクイナまつり（隔年開催）で行われる湖面遊覧で体験可能となっています（ただし、ダム貯水位の状況によります。）

ヤマシシガキ（猪垣） / 大宜味村（押川）



①見どころ

大宜味村の険しい山道に築かれた「十里の長城」とも呼ばれる長大な猪垣（石垣）です。

②概要

大宜味村全域を囲むように喜如嘉～津波まで全長約31kmにも及ぶ長大な猪垣です。1776年から1782年にかけて、塩屋、屋古前田、田港・渡野喜屋・根路銘等の住民が各村の役人の指揮の下に猪垣の大々的な補修工事が行われ、高さ七尺（約2.3m）より四尺（約1.3m）の石垣を完成しました。農閑期や月夜に石を集めて積んだとも記録されています。

③ヒストリー

畑へのヤマシシの進入は、主食である芋や他の作物を失うことにもなり、農民の生存にもかかわることだけに、大宜味村の先祖は、杣山（現在村有地）と農耕地（畑）との境界に猪垣を築き、畑地へのヤマシシの侵入を防ぎ、畑を守っていました。殊に猪垣に隣接する土地の所有者は代々自分の畑を守るためにも、大宜味村全域の畑を守るためにも、自分の土地に接する猪垣を責任を持ってその保全に努め、崩れたら直ぐに補修をして猪垣を維持していました。一説には、この猪垣の完成によって、それまでよりも村人の平均寿命が20歳も伸びたと言われています。

④ワンポイントアドバイス

大宜味村宇押川六田原（前ホテルシャーベイ跡地付近）～根路銘棚原山林間（上原ハキンジョウ）の1.3kmが村指定文化財（2005年10月1日指定）となっています。

ハブに注意してください。

かつて使用していた仕掛け等があるので足元に気を付けてください。

ウッパマビーチ/東村（慶佐次）



①見どころ

東村唯一の天然ビーチです。

②概要

自然なままの真っ白い砂浜が1kmほど続いており、夏場は海水浴やキャンプを楽しむことができます。ビーチへ向う道のりには、さとうきび畑があり、昔ながらの原風景が広がっています。近くには慶佐次湾のヒルギ林や海上保安庁慶佐次ロラン局の施設などがあり、村内でも景勝の地として知られています。

③ヒストリー

「ウッパマ」とは、沖縄の方言で「大きい浜」という意味で、同じ名前のビーチが、沖縄県内にはいくつかあります。

④ワンポイントアドバイス

駐車スペース（7～8台程度）があります。

トイレがあるほか、トイレの裏にはコインシャワーがあります。

祖納集落/竹富町、西表島（祖納）



①見どころ

祖納集落内には、多くの史跡や貴重な文化財が点在しており、集落内の石垣や暴風林は歴史の趣を感じさせます。特に夜の祖納集落での散歩は、歴史的な重厚感の中にも月明かりと虫の声、前泊海岸の波の音に包まれながら、日頃の喧噪を忘れゆっくりと流れるひとときを感じるのもお勧めです。

②概要

祖納集落は西表島で歴史的に最も古い集落で、1477年に起きた済州島民漂流の見聞記（「朝鮮王朝実録」）に出てくる「所乃島」「所乃是麼」が祖納村と想定されています。祖納崎半島における台地上の集落を上村（ウイヌムラ）、半島付け根の低地集落を下村（シムヌムラ）と呼んでいます。大正期、上村から下村への移住が次第に始まりましたが、現在の上村には集落跡が残っています。

③ヒストリー

1500年のオヤケアカハチ事件の後、首里王府に功績のあった慶来慶田城用緒（けらいだぐすくようちょ）が、1502年に西表首里大屋に任命されました。それ以来西表村は西表島西部全域を行政区としていました。1760年に慶田城村が立てられましたが、その背景には首里王府の体制が整ってきたことがあります。西表島には石垣島の役人が赴任してくるようになりました。慶田城村の行政区は祖納の阿立（アダティ）、大立（ウフダティ）、御仮（ウカリ）、下原（スンバレ）、真山（マヤマ）、落水（ウティミチ）、成屋（ナリヤ）、舟浮（フナウキ）、網取（アントウリ）、鹿川（カヌカ）で、西表村の行政区は祖納の一部と干立、多柄、浦内となりました。それ以来、祖納村は二つに分けられ、同じ敷地内に2つの番所（役所）が置かれるということが100年近く続きました。「琉球国由来記」（1713年）にみる御嶽の管轄からも、当時の祖納村は西表村と慶田城村に分けられていたことが分かります。そのころの慶田城村与人・宮良里賢は王府の許しも得ないまま、1768年に西表村番所を祖納から上原に移しました。このとき慶田城村は西表村と改め、上原に移った西表村は上原村に改めるように願い出たところ、これが王府に認められました。つまり、現在の上原の地に引越した西表村を元の祖納の地に戻し、慶田城村を廃して新しく上原村を創建するという異例の「村替え」が行われたのです。その結果、慶田城村はなくなり、本来の西表村に戻りました。民謡「まるま盆山節」には、「阿立 大立 おかりに 下原 真山 浮道 成屋 舟浮」と小村名が歌われていますが、これらのうち「成屋」「舟浮」の2つを除く他の村々は、いずれも現在の祖納村を形成する小村名です。

④ワンポイントアドバイス

集落を見学される際は、大声を出さないなど、マナーを守っていただくようお願いします。

阿良御嶽/伊江村



①見どころ

この御嶽の拝所は、アーチ状に石が積まれ独特な形をしています。その拝所の向こうに見える「城山（たつちゅー）」の姿は、まるで石の額に収まったようで神々しく見えます。

②概要

阿良の浜に面したこの御嶽は、「タツガナシ」と「サラメキガナシ」をいう2神を祀っていて、昔から旅の往復の無事安泰を祈願する拝所として知られています。「タツガナシ」とは、旅立ちをする時立ったままで拝む神、「サラメキガナシ」とは、舟をサラサラと走らす神のことといわれています。また、この御嶽は、大和旅に行く人や兵隊に出征する者にとっても忘れられないところでした。帰島の時も舟から降りたら迎えにきた人々と一緒に解きお願い（ブトウチウグワン）をし感謝の気持ちを伝えなければならないところでした。行きも帰りも御願の婦女が鼓（スイズィニ）をもって旅行安全と感謝のダンジュカリュシを謳いました。

③ヒストリー

阿良御嶽は、砂糖商人塩谷金次郎にまつわる伝説の地でもあります。明治の初め頃、那覇の西町に黒砂糖の売買をしているシーペードゥン（本名は塩谷（しおがい）金次郎）という商人がいました。ある日、彼は、船を一隻借りて島に黒砂糖を買いに来ましたが、黒砂糖はすでに売り切れてしまっていました。黒砂糖を買うために用意したお金を使わず持って帰って、渡久地港に着いて船の代金を払おうとしたところ、探してもお金が見つかりませんでした。実は、島を立つ前に用を足した時、お金をサバニの傍に置き忘れてしまったのでした。彼は急いで島に引き返し、「どうかお金をお守りください」と阿良の御嶽に祈りました。その後サバニの所に戻ってみると、お金はそっくりそのまま元の場所にありました。彼は、「御嶽が守ってくれた」と感謝し、そのお礼に「塩谷」と「シーペードゥン」と書いた香炉を二つ奉納したとされています。残念ながら今は香炉はありませんが、大正時代の頃まではあったと伝えられています。

④ワンポイントアドバイス

阿良御嶽の2つ目の鳥居と、その向こうに見える城山とのコントラストは、伊江島でも随一のインスタ映えスポットとなっています。

1977年に村の有形民俗文化財に指定されています。

屋良ムルチ/嘉手納町



①見どころ

エメラルドグリーンの池が神秘的な大蛇伝説が残る聖地です。

②概要

比謝川の上流、嘉手納町と沖縄市の境の山中に屋良ムルチ（やらムルチ）と呼ばれる池があります。屋良ムルチは、比謝川の沖縄市との境界部分にある淵（クマイ）で、大きさは、1934年（昭和9年）に行われた沖縄県耕地課の測量によると、長さ49間（89m）、幅21間（38m）、深さ48尺（14m）となっています。沖縄市との境界にあり、屋良地区の集落の祭祀の場となっています。

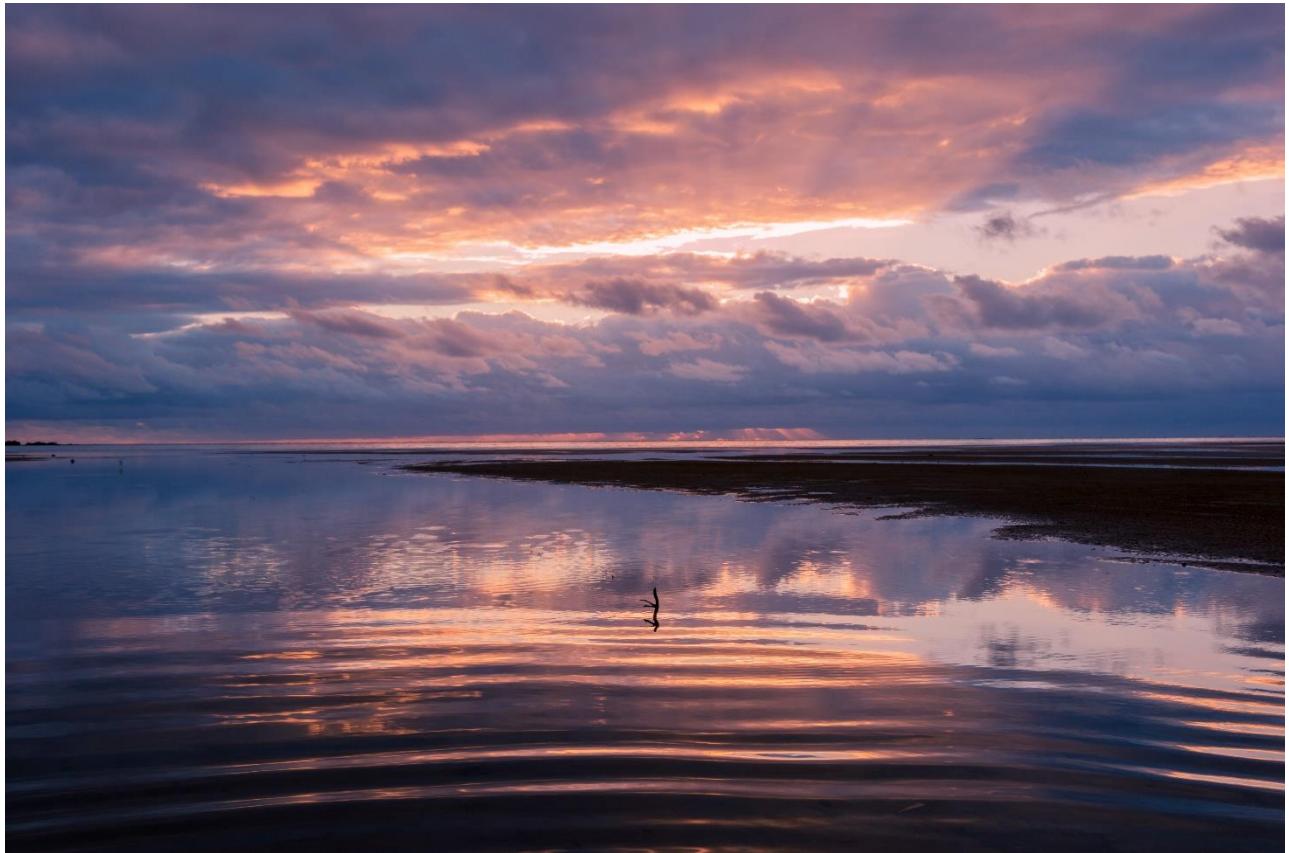
③ヒストリー

屋良ムルチには、「人々に災いをもたらす大蛇が住んでおり、生贊(いけにえ)として親孝行の若い娘が差し出されたが、天の神様が娘を救い、大蛇を退治した」という伝説が残っています。この伝説は義本王の時代のことであるとされ、この話を聞いた義本王は大変喜び、その娘を王子の妃として向かい入れ、年老いた母と幸せに暮らしたとされています。この伝説をもとに、18世紀初め頃に玉城朝薰が創作した組踊「孝行の巻」が作られたといわれています。また、18世紀中頃に作られた沖縄各地の口碑伝承を集めた「遺老説傳(いろうせつでん)」にも、屋良ムルチに大蛇が住んでいたと記されています。

④ワンポイントアドバイス

現在でも字屋良集落では、村の繁栄と豊作を願うムルチ祈願が旧暦4月14日以内に行われています。
ハブに注意してください。

潟原（かたばる）の干潟/宜野庄村（松田）



①見どころ

沖縄本島北部で最大規模を誇る干潟で、条件が揃えば、ボリビアのウユニ塩湖のように、水面が鏡のように反射して、美しい風景が見られることでも有名です。

②概要

潟原の干潟とは、干潟に由来した地名で、イノーに砂や泥がたまってできた干潟のことです。宜野庄村の古知屋潟原は古くからあった干潟で、本土復帰後に急速に拡大しました。干潮時には約2kmにわたって干潟が現れます。サンゴ礁と海岸線のコントラストがとても美しいことでも知られています。また、ミナミコメツキガニやシオマネキ、それを食べにくる多様な野鳥など、生物にとっても非常に重要な役割を持つ干潟であり、野鳥の鳴き声や生物たちの命の育みを観察できるのも魅力です。沖縄本島中南部、石垣島、竹富島など、これまで各所にあった干潟が埋め立てによって消滅しつつあり、その意味でも潟原の干潟は貴重な場所となっています。

③ヒストリー

潟原の干潟は、乃木坂46の「裸足でSummer」のパブリックビューイングのロケ地として使われました。

④ワンポイントアドバイス

潟原の干潟は、西銘橋からの眺めが一番いいと言われています。

鏡面に反射する美しい風景を見るためには、朝焼け、無風、干潮の3条件が揃うことが必要であるとされています。

令和2年度における沖縄地区の独占禁止法の運用状況等について

令和3年6月14日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

第1 独占禁止法違反事件等の処理状況

1 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。また、IT・デジタル関連分野や農業・漁業分野における独占禁止法違反被疑行為など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に取り組んでいる。

そして、公正取引委員会は、一般から提供された情報（申告）、自ら探知した事実等を検討し、必要な審査を行い、審査の結果、違反行為が認められたときは、違反行為をした事業者等に対し、違反行為を排除するために必要な措置等を命じている。違反行為のうち、価格カルテル・入札談合・受注調整、優越的地位の濫用等については、違反行為をした事業者に対して課徴金の納付を命じている。また、違反被疑行為について公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認められるときは、確約手続を適用し、事業者と協調的な問題解決を図っている。

2 最近の独占禁止法違反事件等の処理状況（不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものを除く。）

最近の5年間における内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内（以下「沖縄地区」という。）の独占禁止法違反事件等の処理状況は、次のとおりである。

問い合わせ先	内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室
	電話 098-866-0049（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

独占禁止法違反事件等の処理件数

(単位：件)

年 度 処理内容		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
審 査 件 数	前年度からの繰越し	0	0	1	0	1
	年度内新規着手	0	1	0	3	1
	合 計	0	1	1	3	2
処 理 件 数	法的措置(注 1)	排除措置命令等	0	0	0	0
	その 他	警 告(注 2)	0	0	0	0
		注 意(注 3)	0	0	1	2
		打切り(注 4)	0	0	0	0
		小 計	0	0	1	2
	合 計		0	0	1	2
次年度への繰越し		0	1	0	1	0

(注 1) 「法的措置」とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を 1 件としている。

(注 2) 「警告」とは、排除措置命令を探るに足る証拠が得られないが、違反の疑いがある場合に行う措置である。

(注 3) 「注意」とは、違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置である。

(注 4) 「打切り」とは、違反行為が認められない等により、審査を打ち切る場合をいう。

3 独占禁止法違反事件等の概要

(1) 優越的地位の濫用

公正取引委員会は、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、独占禁止法違反につながるおそれのある行為が認められた場合には、未然防止の観点から注意するほか、独占禁止法違反が認められた場合は厳正に対処することとしている。

なお、令和 2 年度においては、沖縄地区で 1 件の注意を行ったところ、その事例は以下のとおりである。

- ・ 飲食店を運営する A は、納入業者に対し、A の飲食店で利用できる食事券について、毎月の納入金額の一定率相当額又は一定額の購入を要請していた。また、年 2 回、食事券の販促キャンペーンを実施する際には、当該食事券の購入を要請していた。

(2) 不当廉売

不当廉売は、総販売原価を著しく下回る価格で継続して販売するほか、不当に低い価格で販売することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為であり、独占禁止法第 19 条で禁止されるものである。申告のあった小売業に係る不当廉売事案については、迅速に処理するとの方針の下で対処しているほか、大規模事業者による不当廉売等周辺の中小事業者に対する影響が大きいと考えられ

る事案については厳正に対処することとしている。

なお、迅速に処理するとの上記方針の下、令和2年度においては、不当廉売につながるおそれがあるとして沖縄地区でその他の商品（酒類、石油製品及び家庭用電気製品以外の商品）の小売業について、1件の注意を行った。

(3) その他

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあつたため、注意を行った。

ア 漁業協同組合Bは、組合員に対し、養殖した水産物Xの個人売買を禁止し、Bに全量出荷するよう要請していた。

イ 製造業を営むCは、Cが製造する洗髪料等について、取引先小売業者に対し、Cが指定する価格以上の価格で販売するよう指示していた。

第2 企業結合関係届出及び協同組合届出の状況

1 企業結合関係届出

独占禁止法では第4章において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。

公正取引委員会は、これら株式取得・所有、合併等に係る独占禁止法上の問題の有無について審査を行っている。

最近5年間における沖縄地区の企業結合関係届出の状況は、次のとおりである。

企業結合関係届出受理件数 (単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
株式取得届出受理	0	2	0	0	0
合併届出受理	0	0	0	0	0
分割届出受理	0	0	0	0	0
共同株式移転届出受理	0	0	0	0	0
事業譲受け等届出受理	0	0	0	0	0
合計	0	2	0	0	0

2 協同組合届出

中小企業等協同組合法は、同法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合に対し、同法第7条第1項第1号に規定する小規模事業者以外の事業者が加入したとき又は組合員が同小規模事業者でなくなったときには、その旨を公正取引委員会に届け出ることを義務付けている（同法第7条第3項）。

最近5年間における沖縄地区の協同組合届出件数は、次のとおりである。

中小企業等協同組合法第7条第3項に基づく届出件数 (単位：件)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0	0	2	0	0

第3 広報・広聴活動

公正取引委員会は、独占禁止法等の普及・啓発及び競争政策の運営に資するため、次のような広報・広聴活動を行っている。

1 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

令和2年度においては、(1)変化する社会経済環境における公正取引委員会に対する期待、(2)新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす経済や事業活動等への影響、事業者・消費者が直面する課題等、(3)地域経済の実情と競争政策上の課題、(4)優越的地位の濫用規制・下請法の規制、(5)競争環境の整備に係る調査・提言、(6)消費税転嫁対策、(7)広報・広聴活動などについての意見聴取をそれぞれ行った。

2 有識者との懇談会

各地の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、毎年、全国各地において有識者との懇談会を開催している。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議により開催した。

沖縄地区では、これまで那覇市において、17回開催しているが、3年に1度の開催となっているため、令和2年度は開催していない。

また、平成4年度から沖縄公正取引室長と各地の有識者との懇談会を開催しており、令和2年度は石垣市において開催した。

3 独占禁止法説明会等

公正取引委員会は、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、説明会・講習会等を自ら主催しているほか、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議による説明会等も実施した。

沖縄地区では、令和2年度は入札談合等関与行為防止法に関する研修会等を7回実施した。

4 独占禁止法教室（出前授業）

将来を担う中学生、高校生、大学生等を対象に、市場経済の仕組みや競争の機能について説明するなどし、競争の必要性・重要性、独占禁止法の役割等について理解してもらうことを目的として、公正取引委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議による開催や公正取引委員会の職員による講義の様子をあらかじめ収録したDVDの貸出しも行った。

沖縄地区では、令和2年度は中学生向け独占禁止法教室を2回、大学生向け独占禁止法教室を3回それぞれ開催した。

5 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層理解を深めてもらうことを目的として、地域の一般消費者を対象としたセミナーを開催しているほか、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会等に派遣している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議による勉強会等も実施した。

沖縄地区では、令和2年度は中頭郡西原町の1か所において、消費者セミナーを開催した。

6 相談業務

公正取引委員会は、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、相談を受け付けている。

最近5年間における沖縄地区の相談受付件数は次のとおりである。

相談受付件数

(単位 : 件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
独占禁止法	5 5	3 0	3 7	4 1	7 4
下 請 法	7	8	6	2 3	1 6
合 計	6 2	3 8	4 3	6 4	9 0



内閣府

令和3年6月14日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

新型コロナワクチンの職域接種に係る 相談対応について

県内でも6月21日から可能となる新型コロナワクチンの職域接種に関して、企業等を対象とした相談窓口の設置や、企業等への協力の働きかけなど、沖縄総合事務局経済産業部の対応状況について報告。

1. 新型コロナワクチン職域接種に係る相談対応について【資料1】
2. 新型コロナワクチン職域接種の開始について【資料2】
3. 職域接種の概要【資料3】

問い合わせ先
内閣府沖縄総合事務局
経済産業部政策課
担当者：福田、大城、知念
TEL：098-866-1726
FAX：098-860-1375

新型コロナワクチンの職域接種に係る相談対応について

令和3年6月14日
経済産業部

1. 相談窓口の設置

- 政府においては、新型コロナワクチンの接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、6月21日から、企業等における職域単位でのワクチン接種（職域接種）を可能としたところ。
- 経済産業省を含む関係省庁において、職域接種に関する業界等からの相談に応じるための相談窓口を6月4日に設置。県内では、経済産業部に中小企業を含む地域の企業における職域接種を推進するためのサポート体制を構築するための相談窓口を同日付で設置。

【問合せ先：相談窓口専用番号 050-5472-9039、050-5473-1676】

2. 企業等に対する働きかけ

- 経済産業部では、6月3日以降、沖縄県内における職域接種を推進するために、企業や関係団体などに対して職域接種への理解と協力を働きかけるとともに、取引先等にも対象を広げるなど、単独での実施が困難な中小企業も含めた実施の可能性について検討を要請。
- 企業や団体からの質問及び相談窓口に寄せられた問い合わせ等に対して、情報提供など鋭意対応を行っているところ。

3. 企業等の対応事例

一部で具体的な接種申請の動きがある中、特に医療従事者の確保や1,000人以上の対象者の確保が課題。こうした中で、産業医を依頼しているクリニックや医療系キャリアエージェントを通して医療従事者を確保する動きや、取引先、同業者との連携により人数規模を確保する等により、実施に向けた検討が進められている。

- グループ全体と職員の家族や取引業者も含めて1,000人規模で接種する内容で6月9日に申請手続済み。ホテル内設置の診療所と連携し医師と看護師を確保予定。会場はホテル内の宴会場を利用。
- 産業医がいるので、インフルエンザ予防接種と同様に近隣施設でグループ企業を含めた接種を検討。
- 医療系キャリアエージェントを通して医師を確保予定。人数次第では、取引先・近隣住民も含めることも検討。

- 医師が確保できたので、申請準備を進めている。グループ社員、家族、他企業巻き込み1,000人は確保できる見込み。会場は自社敷地内を検討。
- 医師が確保できたので、体制を構築して申請する方向。グループ含めた社員、家族、同業者への声かけで人数の確保を検討。会場は自社内を検討。
- 産業医とも相談し、医療機関から土日接種で協力が得られる予定。会員企業等では1,000人に満たないことから、地元の業界団体に打診し、連携して実施する予定。

1. 使用するワクチン

モデルナ社製ワクチンを使用。

2. 開始時期

令和3年6月21日より開始。

高齢者接種が早期に完了する見込みのある自治体においては、自治体の判断で前倒しも可能。

3. 接種会場、医療従事者の確保

自治体による接種に影響を与えないよう、会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保する。

4. 実施形態

- 企業単独実施 ○ 中小企業が商工会議所等を通じて共同実施
- 下請け企業、取引先を対象に含めて実施 ○ 大学等が学生も対象に含める 等も可能。

5. 接種順位

職域接種対象者の中で優先順位を踏まえて実施。高齢者、基礎疾患有する者を優先的に接種。

6. 接種費用

職域接種も予防接種法に基づき行われるものであり、接種にかかる費用は同法に基づき支給される。

7. 接種券

接種券が届く前でも接種可能。

接種券が発送された後は、企業や大学において本人から回収して予診票に添付、請求等を行う。

自治体は、標準的に6月中旬を目処に接種券の送付ができるよう、準備を進めていただきたい。

パターン1 企業内診療所で実施

- ・企業内の既存の診療所を活用

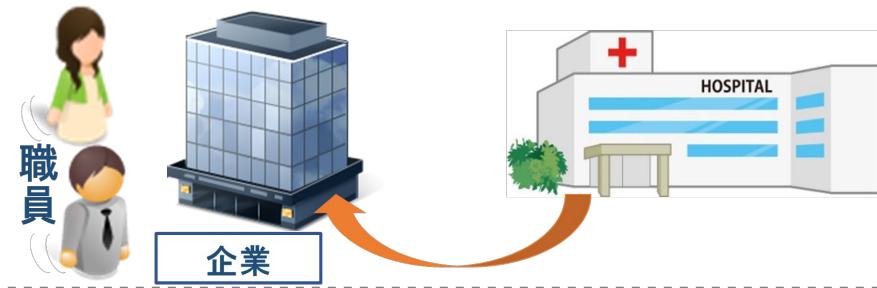
契約者：企業又は企業内診療所



パターン2 外部機関が出張して実施

- ・外部の医療機関が企業内の会議室などで実施
- ・実施医療機関は複数の企業から委託を受けることが多い

契約者：医療機関（巡回診療所等）
※新規に医療機関を開設するケースも想定される



パターン3 外部機関に出向いて実施

- ・企業が指定した医療機関で実施
 - ・実施医療機関は複数の企業から委託を受けることが多い
- ※地域の予防接種体制に影響を与えないことに留意

契約者：医療機関（地域の医療機関）



月次支援金の申請受付開始について

2021年6月14日
内閣府沖縄総合事務局
経済産業部

緊急事態宣言

2021年1月～3月

中小法人・個人事業者のための

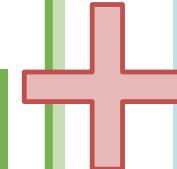
一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

最大 60 万円

※中小法人等

※6月15日(火) 申請終了



緊急事態措置又は
まん延防止等重点措置

2021年4月～6月

沖縄県
観光関連事業者等
応援プロジェクト

最大 30 万円

※月次支援金を受給した法人
上限最大30万円

上乗せ

最大150万円

の受給が可能です

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

最大 60 万円

※ 4～6月の3か月分を申請した場合
※中小法人等 上限最大20万円／月

6月16日(水)受付開始

※中小法人が受給する
場合
※いざれも条件あり

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 >> 上限 20万円/月 個人事業者等 >> 上限 10万円/月 を支給します。

給付額 >> 2019年または2020年の基準月※1の売上 - 2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。
※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

はじめて申請される方は裏面をご確認ください

2回目以降の申請手続きが簡単 (2STEPのみ) になります。

STEP1 マイページから、必要情報を入力

事前確認が不要！
その他書類が不要！

STEP2 2021年の対象月の売上台帳※3を添付

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

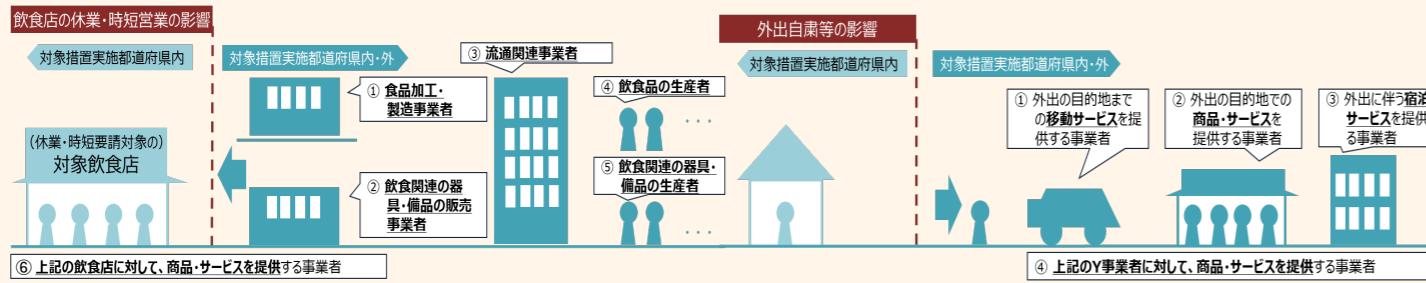
①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※4

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※4 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



申請期間

4月分/5月分: 2021年6月16日 ~ 8月15日
6月分 : 2021年7月1日 ~ 8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者

左記事業者と取引がある全国の事業者

(他者を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

1 日常的に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など

2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など

3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など

5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者

7 システム開発などのITサービスを提供する事業者

8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者

10 農業や漁業を営んでいる事業者

以下の場合は給付対象とはなりません



● 事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。



● （対象措置とは関係なく）売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



● （対象措置とは関係なく）単に営業日数が少ないとにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



● 売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。



● 地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」※5の支給対象となる事業者は給付対象外です。

※5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。



0120-211-240

03-6629-0479

IP電話専用回線

8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

受付時間

ホームページ



QRコード

月次支援金検索

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html



はじめて申請される方の手続きの流れ

対象月ごとに申請してください。オンラインで簡単に申請することができます。
各対象月について、申請・受給は1回のみとなります。

アカウントの申請・登録

- 1 月次支援金ホームページ（6月16日に開設予定）の仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し、申請IDを発番。

- 2 下記の必要書類を準備。

- 3 月次支援金ホームページ（6月16日に開設予定）で、登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、登録確認機関に事前予約。

※原則、「団体の会員・組合員の方は当該団体」に、「金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関」に、「顧問の士業がある方は当該士業」に、事前確認を依頼してください。
※上記に該当しない場合は、月次支援金相談窓口までお問い合わせください。

- 4 TV会議/対面/電話※により
・事業を実施しているか
・給付対象等を正しく理解しているか
などの事前確認を受ける。

※登録確認機関の会員等の場合には、電話で「給付対象等を正しく理解しているか」等のみの確認を行うことをもって代えることができます。

- 5 月次支援金ホームページ（6月16日に開設予定）からマイページにアクセス。
必要情報を入力し、下記の必要書類を添付して申請。

※オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置予定です。

必要書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも必要書類がございます。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出を求める場合がございます。

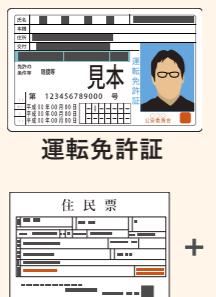
1 履歴事項全部証明書(法人) または 本人確認書類(個人)

—— 法人 ——



履歴事項全部証明書

—— 個人 ——



【住民票】 + 【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

3 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類 (売上台帳、請求書、領収書など)

事前確認	全て
申請	2021年対象月の売上台帳のみ



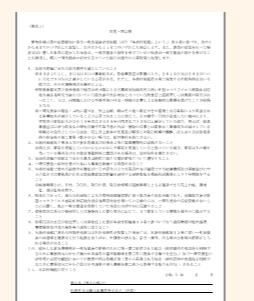
4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳

事前確認	事業の取引がわかる全てのページ
申請	通帳のオモテ面と通帳を開いた1:2ページ

電子通帳画面コピー



5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書



※準備でき次第ホームページで公表します。

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

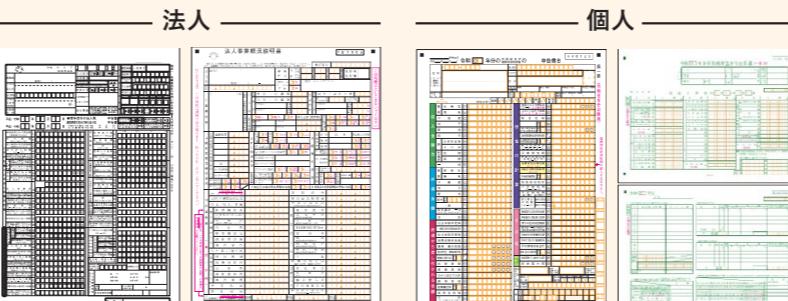
マイページから、必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付するだけ！
事前確認が不要/その他の書類が不要

※一時支援金を受給されていても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

登録確認機関での事前確認

申請

2 収受日付印の付いた2019年・2020年の確定申告書類の控え



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。

飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、対象措置実施都道府県で時短営業の要請を受けた飲食店または対象措置実施都道府県の消費者であることを示す書類を保存してください。

主な例

詳細はホームページでご確認ください。

<必須>

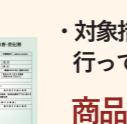


自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す

帳簿書類および通帳

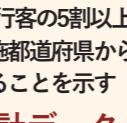
+ <上記に加えて、以下のいずれか1項目>

※所在地や事業によっては必要となる書類



・対象措置実施都道府県で消費者向けの事業を行っていることを示す

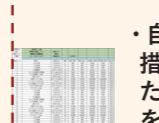
商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書・登記簿



・旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪していることを示す
統計データ



・対象措置実施都道府県の消費者との継続した取引を示す
顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果



・自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者であること
書類

・所在地域から対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す
書類・統計データ